

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区個人情報保護条例の一部を改正する 条例第 2 条の規定の施行期日を定める規則(4) ……	2
江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を 改正する規則(5) ……	2
江東区指定地域密着型サービス事業所及び 指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等 に関する規則の一部を改正する規則(6) ……	11
江東区文書管理規則の一部を改正する規則(7) ……	15

◎告 示

建築基準法第 8 6 条第 2 項に基づく一団地の認定(39) ……	16
保管自転車処分告示について（平成 29 年 1 月下期）(44) ……	16
第 1 回区議会定例会の招集について(45) ……	16
東雲地区住宅市街地総合整備事業の完了について(47) ……	16
指定地域密着型サービス事業所の指定について(48) ……	17
区立児童遊園の一部休園について(49) ……	17
東京都市計画地区計画の変更について(50) ……	19
指定地域密着型サービス事業所の指定について(51) ……	19
指定地域密着型サービス事業所の指定について(53) ……	19
保管自転車処分告示について（平成 29 年 2 月上旬）(55) ……	19
地縁による団体の認可(58) ……	19
特別区道路線の区域変更について(61) ……	20
特別区道路線の供用開始について(62) ……	20

◎告 示（教）

平成 29 年第 1 回江東区教育委員会臨時会の招集(2) ……	22
平成 29 年第 2 回江東区教育委員会定例会の招集(3) ……	22
平成 29 年第 2 回江東区教育委員会臨時会の招集(4) ……	23

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任(3) ……	23
平成 29 年 3 月 2 日現在調製の選挙人名簿の縦覧場所(4) ……	23
平成 29 年 3 月 2 日現在調製の在外選挙人名簿の縦覧場所(5) ……	23
選挙人名簿からの抹消(6) ……	23
選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(7) ……	23

◎告 示（監）

包括外部監査人補助者の解任通知(1) ……	24
包括外部監査報告書の公表(2) ……	24

規	則
---	---

江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例
第 2 条の規定の施行期日を定める規則を公布する。

平成 29 年 2 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 号

江東区個人情報保護条例の一部を改正する
条例第 2 条の規定の施行期日を定める規則

江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例
(平成 27 年 6 月江東区条例第 30 号) 第 2 条の
規定の施行期日は、平成 29 年 5 月 30 日とする。

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を
改正する規則を公布する。

平成 29 年 2 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 号

江東区指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る規則

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める規則 (平成 2
5 年 3 月江東区規則第 19 号) の一部を次のよう
に改正する。

目次中

- 「 第 4 節 運営に関する基準 (第 50 条—第
59 条)
第 4 章 認知症対応型通所介護 」
を
「 第 4 節 運営に関する基準 (第 50 条—第
59 条)
第 3 章の 2 地域密着型通所介護
第 1 節 基本方針 (第 59 条の 2)
第 2 節 人員に関する基準 (第 59 条の 3・
第 59 条の 4)
第 3 節 設備に関する基準 (第 59 条の 5)
第 4 節 運営に関する基準 (第 59 条の 6
—第 59 条の 20)
第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方
針並びに人員、設備及び運営に関
する基準
第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 (第
59 条の 21・第 59 条の 22)
第 2 款 人員に関する基準 (第 59 条の
23・第 59 条の 24)

第 3 款 設備に関する基準 (第 59 条の
25・第 59 条の 26)

第 4 款 運営に関する基準 (第 59 条の
27—第 59 条の 38)

第 4 章 認知症対応型通所介護 」
に改める。

第 14 条中「及び第 67 条」を「、第 59 条の
6、第 59 条の 28 及び第 59 条の 29」に改め
る。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 59 条の 2 指定地域密着型サービスに該当す
る地域密着型通所介護 (以下「指定地域密着型
通所介護」という。) の事業は、要介護状態とな
った場合においても、その利用者が可能な限り
その居宅において、その有する能力に応じ自立
した日常生活を営むことができるよう生活機能
の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の
世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の
社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並び
に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減
を図るものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 59 条の 3 指定地域密着型通所介護の事業を
行う者 (以下「指定地域密着型通所介護事業者」
という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定
地域密着型通所介護事業所」という。) ごとに置
くべき従業者 (以下この節から第 4 節までにお
いて「地域密着型通所介護従業者」という。) の
員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提
供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を
提供している時間帯に生活相談員 (専ら当該
指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に
限る。) が勤務している時間数の合計数を当該
指定地域密着型通所介護を提供している時間
帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保され
るために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師 (以下この章において
「看護職員」という。) 指定地域密着型通所
介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型
通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確
保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位
ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供

している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして区が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員と

して従事することができるものとする。

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、区の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第 59 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第 59 条の 5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際

にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に区長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第 59 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、区の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第 59 条の 6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第 59 条の 7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、

不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 3 号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第 59 条の 8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 59 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第 5 9 条の 1 0 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第 5 9 条の 1 1 指定地域密着型通所介護事業所

の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第 5 9 条の 1 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第 5 9 条の 1 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第 5 9 条の 1 4 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第 5 9 条の 1 5 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常

災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 5 9 条の 1 6 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 5 9 条の 1 7 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

い。

(事故発生時の対応)

第 5 9 条の 1 8 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第 5 9 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 5 9 条の 1 9 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 2 8 条に規定する区への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第 5 9 条の 1 7 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 5 9 条の 2 0 第 9 条から第 1 3 条まで、第 1 5 条から第 1 8 条まで、第 2 0 条、第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 1 条及び第 5 3 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「第 5 9 条の 1 2 に規定する

重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第 5 9 条の 2 1 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第 5 9 条の 3 1 に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第 5 9 条の 2 2 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 5 9 条の 2 3 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）

の員数は、利用者の数が 1. 5 に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち 1 人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第 5 9 条の 2 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第 3 款 設備に関する基準

（利用定員）

第 5 9 条の 2 5 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を 9 人以下とする。

（設備及び備品等）

第 5 9 条の 2 6 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6. 4 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に区長に届け出るものとする。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 5 9 条の 2 7 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 5 9 条の 3 4 に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 5 9 条の 3 2 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 5 9 条の 3 5 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第 9 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第 5 9 条の 2 8 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 5 9 条の 2 9 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利

用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 5 9 条の 3 0 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第 5 9 条の 3 1 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第 7 0 条第 1 項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 1 2 年厚生省令第 8 0 号)第 1 7 条第 1 項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内

容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。（緊急時等の対応）

第 59 条の 32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第 59 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第 59 条の 33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等について

の情報の共有を十分に行わなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第 59 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

第 59 条の 35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第 59 条の 36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければ

らない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第 59 条の 37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第 2 項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第 28 条に規定する区への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 59 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 59 条の 38 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 59 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 59 条の 8 及び第 59 条の 13 から第 59 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 59 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 59

条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 59 条の 18 第 4 項中「第 59 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 59 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

第 60 条中「(法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第 67 条及び第 68 条を次のように改める。

第 67 条及び第 68 条 削除

第 69 条第 2 項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第 72 条を次のように改める。

第 72 条 削除

第 73 条第 4 号中「第 75 条において同じ。」を削る。

第 74 条から第 79 条までを次のように改める。

第 74 条から第 79 条まで 削除

第 80 条第 2 項第 5 号中「前条第 2 項」を「次条において準用する第 59 条の 18 第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第 78 条第 2 項」を「次条において準用する第 59 条の 17 第 2 項」に改める。

第 81 条中「及び第 53 条」を「、第 53 条、第 59 条の 6、第 59 条の 7、第 59 条の 11 及び第 59 条の 13 から第 59 条の 18 まで」に、「読み替える」を「、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 59 条の 18 第 4 項中「第 59 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 63 条第 4 項」と読み替える」に改める。

第 108 条第 2 項第 8 号中「第 78 条第 2 項」を「第 59 条の 17 第 2 項」に改める。

第 109 条中「、第 72 条、第 74 条、第 77 条及び第 78 条」を「、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16 及び第 59 条の 17」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 74 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第 59 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」に、「第 78 条第 1 項中「認知症対応型通所介護」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護」に改める。

第 128 条第 2 項第 7 号中「第 78 条第 2 項」を「第 59 条の 17 第 2 項」に改める。

第 129 条中「、第 72 条、第 77 条、第 78 条第 1 項から第 4 項まで」を「、第 59 条の 11、第 59 条の 16、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 78 条第 1 項中「認知症対応型通所介護」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護」に改める。

第 148 条第 2 項第 8 号中「第 78 条第 2 項」を「第 59 条の 17 第 2 項」に改める。

第 149 条中「、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 78 条第 1 項から第 4 項まで」を「、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 16、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 78 条第 1 項中「認知症対応型通所介護」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護」に改める。

第 151 条第 13 項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第 176 条第 2 項第 7 号中「第 78 条第 2 項」を「第 59 条の 17 第 2 項」に改める。

第 177 条中「、第 72 条、第 76 条、第 78 条第 1 項から第 4 項まで」を「、第 59 条の 11、第 59 条の 15 及び第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 78 条第 1 項中「認知症対応型通所介護」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護」に改める。

第 189 条中「、第 72 条、第 76 条、第 78 条第 1 項から第 4 項まで」を「、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 78 条第 1 項中「認知症対応型通所介護」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護」に改める。

第 201 条第 2 項第 10 号中「第 78 条第 2 項」を「第 59 条の 17 第 2 項」に改める。

第 202 条中「、第 72 条、第 74 条、第 77 条、第 78 条」を「、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16、第 59 条の 17」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 74 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第 59 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」に、「第 78 条第 1 項中「認知症対応型通所介護」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 2 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 6 号

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年 6 月江東区規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる介護に応じ、当該各号に定める書類を添付することにより行うものとする」を「よる」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「別記第 39 号様式」を「別記第 2 号様式」に、「別記第 40 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、「ものとする」を削る。

第 3 条各号列記以外の部分中「より行うものとする」を「よる」に改め、同条第 1 号中「別記第 41 号様式」を「別記第 4 号様式」に改め、同条第 2 号中「別記第 42 号様式」を「別記第 5 号様式」に改める。

第 4 条中「別記第 43 号様式」を「別記第 6 号様式」に、「より行うものとする」を「よる」に改める。

第 5 条中「、指定を」を「指定を」に、「別記第 44 号様式」を「別記第 7 号様式」に、「、通知するものとする」を「通知する」に改める。

第 6 条第 1 項中「別記第 45 号様式」を「別記第 8 号様式」に改め、「ものとする」を削り、同条第 2 項中「第 2 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 8 条各号列記以外の部分中「ものとする」を削り、同条第 3 号中「及び住所」を削る。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（様式）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な様式は、区長が別に定める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

受 付 番 号

指定地域密着型サービス事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者所在地

名 称

印

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号				
申 請 者	フリガナ 名 称					
	主たる事業所の 所 在 地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)				
	連絡先 法人の種別	電話番号		FAX番号		
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職 名	法人所轄庁 フリガナ	生年月日		
	代表者の住所	(郵便番号 -)				
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類 等	フリガナ 名 称					
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)				
	同一所在地において行う事業の種類		実施 事業	指定申請をする 事業の事業開始 予定年月日	既に指定を受 けている事業 の指定年月日	様式
	地域密着型サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				付表 1
		夜間対応型訪問介護				付表 2
		地域密着型通所介護				付表 3
		認知症対応型通所介護				付表 4
		小規模多機能型居宅介護				付表 5
		認知症対応型共同生活介護				付表 6
		地域密着型特定施設入所者生活介護				付表 7
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表 8
	地域密着型 介護予防サ ー ビ ス	複 合 型 サ ー ビ ス				付表 9
		介護予防認知症対応型通所介護				付表 4
		介護予防小規模多機能型居宅介護				付表 5
	介護予防認知症対応型共同生活介護				付表 6	
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

備考

- 1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般（公益）社団法人」「一般（公益）財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合は、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合は、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

別記第 2 号様式から別記第 3 8 号様式までを削る。

別記第 3 9 号様式中

「5 サービス種別」

を

「5 サービス種別

6 介護保険事業所番号」

に改め、同様式を別記第 2 号様式とし、別記第 4 0 号様式を別記第 3 号様式とする。

別記第 4 1 号様式中「平成」を削り、

「

介護保険事業者番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

介護保険事業所番号																		
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に、

「

1 5	併設施設の状況等
-----	----------

」

を

「

1 5	併設施設の状況等
1 6	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
1 7	その他

」

に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 4 2 号様式中「平成」を削り、

「

介護保険事業者番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

介護保険事業所番号																		
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 4 3 号様式中「平成」を削り、

「

介護保険事業者番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

介護保険事業所番号																		
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 4 4 号様式中

「5 サービス種別

6 取消し（停止）理由」

を

「5 サービス種別

6 介護保険事業所番号

7 取消し（停止）理由」

に改め、同様式を別記第 7 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

指定地域密着型サービス事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者所在地

名 称

印

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称					
	主たる事業所の所在地		(郵便番号 -) (ビルの名称等)			
	連絡先 法人の種別	電話番号	FAX番号			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日		
	代表者の住所		(郵便番号 -)			
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ 名 称					
	事業所等の所在地		(郵便番号 -)			
	同一所在地において行う事業の種類		指定の更新を受けようとする事業	現に指定を受けている有効期間満了日	様式	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			付表 1	
		夜間対応型訪問介護			付表 2	
		地域密着型通所介護			付表 3	
		認知症対応型通所介護			付表 4	
		小規模多機能型居宅介護			付表 5	
		認知症対応型共同生活介護			付表 6	
		地域密着型特定施設入所者生活介護			付表 7	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			付表 8	
		複合型サービス			付表 9	
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護			付表 4	
		介護予防小規模多機能型居宅介護			付表 5	
介護予防認知症対応型共同生活介護				付表 6		
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

備考

- 1 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般（公益）社団法人」「一般（公益）財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「同一所在地において行う事業の種類」欄は、指定の更新を受けようとするものについて、指定の更新を受けようとする事業欄に○印を記入してください。
- 4 「介護保険事業所番号」欄は、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合に記入してください。複数の指定を受けている場合は、適宜様式を補正して、全ての介護保険事業所番号を記入してください。
- 5 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして指定を受けている場合に記入してください。複数の指定を受けている場合は、適宜様式を補正して、全ての医療機関コード等を記入してください。

別記第 4 5 号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

該長期保存文書に」に改め、「当該文書を」を削る。

第 5 7 条の見出し中「長期保存文書」を「長期保存文書等」に改め、同条中「引き継がれた文書」を「引き継がれた長期保存文書及び歴史公文書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 2 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 号

江東区文書管理規則の一部を改正する規則

江東区文書管理規則（平成 13 年 10 月江東区規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 4 7 条第 1 項中「文書で」の次に「歴史資料として重要な文書（以下「歴史公文書」という。）として」を加え、「場合には」を「場合は」に、「当該文書」を「当該歴史公文書」に改め、同条第 2 項中「文書の」を「歴史公文書の」に、「その文書」を「当該歴史公文書」に改める。

第 5 2 条第 1 項中「及び第 4 7 条第 2 項」を削り、「による引継ぎを受けた文書」を「により引継ぎを受けた長期保存文書」に、「作成後」を「完結後」に、「当該文書の歴史的資料としての保存価値等を評価し直し、」を「当該長期保存文書が歴史公文書として」に改め、同条第 2 項中「決定した文書」を「決定した長期保存文書」に、「認める文書」を「認める長期保存文書」に、「当該文書に」を「当

告	示
---	---

◎江東区告示第 39 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり認定したので、同条第 8 項の規定により告示する。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

認定年月 日及び認 定番号	敷地の地名地番	申請者住所氏 名	備 考
平成 29 年 1 月 2 7 日第 1 40 号	東京都江東区新砂一 丁目 6 2 4 番 3 4、 5 7、6 0、7 1、 7 2、9 6、9 9 6 2 4 番 6 7、6 8 一部 6 2 5 番 1 0 8、1 6 一部	京都府京都市 南区上鳥羽角 田町 6 8 番地 S G リアル ティ株式会 社代表取締 役 金光 正 太郎	

◎江東区告示第 44 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 29 年 2 月 13 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 45 号

下記事件につき、平成 29 年第 1 回江東区議会定例会を 2 月 21 日に招集する。

平成 29 年 2 月 14 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 平成 28 年度江東区一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 平成 28 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成 28 年度江東区介護保険会計補正予算

（第 2 号）

- 4 平成 28 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）
- 5 平成 29 年度江東区一般会計予算
- 6 平成 29 年度江東区国民健康保険会計予算
- 7 平成 29 年度江東区介護保険会計予算
- 8 平成 29 年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 9 議決を得た契約の契約変更について
- 10 江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 11 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 13 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 14 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 15 江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 16 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 17 江東区営運動場条例の一部を改正する条例
- 18 江東区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 19 江東区保育所条例の一部を改正する条例
- 20 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 21 江東区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例
- 22 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 23 江東区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 24 江東区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 25 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 26 江東区住宅修築資金融資基金条例を廃止する条例

◎江東区告示第 47 号

住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日国住市第 350 号国土交通省事務次官通知）第 2（定義）第一号に規定する住宅市街地総合整備事業が完了したので、次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 16 日

江東区長 山 崎 孝 明

- 1 地区の名称 東雲地区
- 2 地区の所在地
東京都江東区東雲一丁目他
- 3 地区の面積
約 74.0 ヘクタール
- 4 事業が完了した日
平成 29 年 1 月 13 日

◎江東区告示第 48 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、
指定地域密着型サービス事業所を運営する事業者
を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 21 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業者の名称
株式会社リビングプラットフォーム
- 2 事業所の名称及び所在地
ライブラリ葛西
東京都江戸川区中葛西六丁目 17 番 9 号
- 3 指定年月日
平成 29 年 2 月 1 日
- 4 サービスの種類
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 5 介護保険事業者番号
1392300644

◎江東区告示第 49 号

江東区立児童遊園条例（昭和 52 年 6 月条例第
14 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記の児
童遊園を一部休園する。

平成 29 年 2 月 22 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 一部休園する児童遊園

名称	位置
江東区立森下五丁目第二 児童遊園	江東区森下五丁目 1 番 7 号先

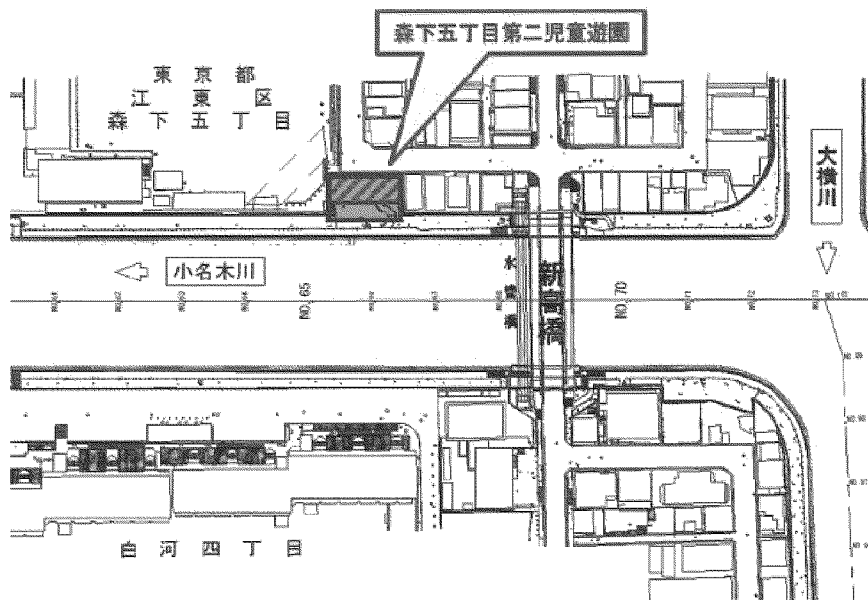
- 2 一部休園箇所 別図のとおり
- 3 一部休園期間 平成 29 年 2 月 23 日から平
成 30 年 6 月 29 日まで
- 4 一部休園理由 東京都江東治水事務所による
小名木川護岸耐震補強工事の
施工のため

〔別図〕

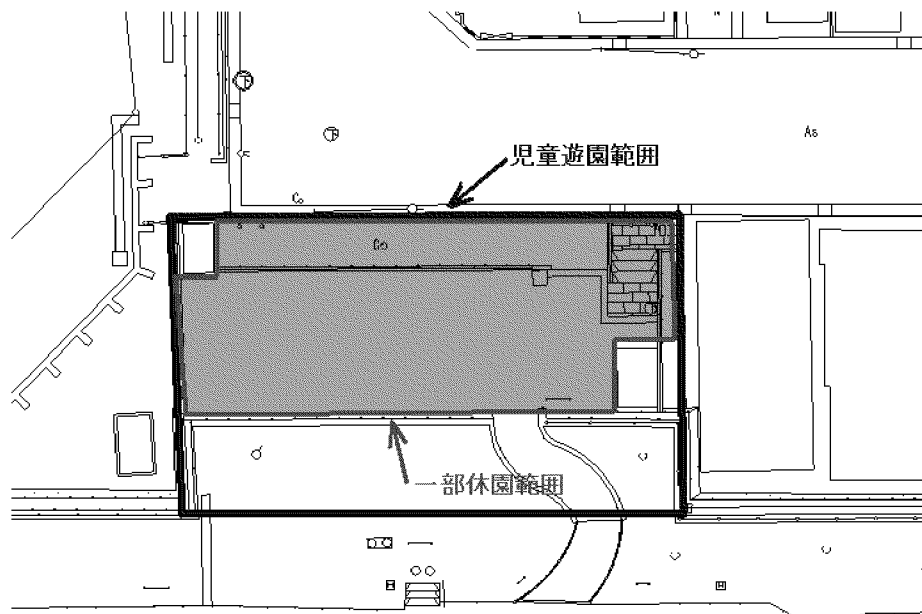
名 称 森下五丁目第二児童遊園
 位 置 江東区森下五丁目 1 番 7 号先
 児童遊園面積 302.43 平方メートル
 一部休園面積 184.7 平方メートル

案内図

案内図



平面図



◎江東区告示第 50 号

都市計画の案について

東京都都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

平成 29 年 2 月 22 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画 臨海副都心有明南地区地区計画	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	有明三丁目及び東雲二丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎 2 1 階北側）及び江東区役所都市整備部 都市計画課（庁舎 5 階）	
縦覧期間	公告日から 2 週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	

◎江東区告示第 51 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 23 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 事業者の名称
株式会社インターネットインフィニティー
- 事業所の名称及び所在地
資生堂レコードブック日本橋
東京都中央区日本橋富沢町 7 番 14 号岡島ビル
- 指定年月日
平成 29 年 1 月 19 日
- サービスの種類
地域密着型通所介護
- 介護保険事業者番号
1370201764

◎江東区告示第 53 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 23 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 事業者の名称
株式会社 東新アクア
- 事業所の名称及び所在地
リハビリスタジオ トイボ
東京都墨田区亀沢一丁目 5 番 8 号 東新第二ビル 1 F
- 指定年月日
平成 28 年 9 月 1 日
- サービスの種類
地域密着型通所介護
- 介護保険事業者番号
1370702647

◎江東区告示第 55 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 29 年 2 月 28 日

江東区長 山 崎 孝 明
〔別紙省略〕

◎江東区告示第 58 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第 10 項の規定により告示する。

平成 29 年 3 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 名 称	常盤二丁目町会
2 規約に定める目的	- 本会は、会員相互の親睦とその福祉を図り、区域の住民相互の連絡、環境の整備、防災、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。 - 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 - 会員相互の親睦に関す

	ること。 (2) 次の専門部活動に関すること。 ①防火防災部 ②防犯部 ③交通部 ④厚生部 ⑤環境衛生部 ⑥青年部 ⑦少年部 ⑧婦人部 (3) 諸官庁及び会内外の各種団体との連絡調整に関すること。 (4) 所有する資産の管理及び運営に関すること。 (5) その他会の目的達成に必要な事業
3 区 域	江東区常盤二丁目全域及び常盤一丁目 1 1 番・1 2 番
4 事務所	江東区常盤二丁目 1 3 番 1 8 号
5 代表者の氏名及び住所	氏 名 阿部 誠 住 所 江東区常盤二丁目 4 番 1 4 号阿部ビル 4 0 1
6 裁判所による代表者の職務停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者がされているときは、その氏名及び住所）	無
7 代理人の有無（代理人がある場合はその氏名及び住所）	無
8 規約に解散の事由を定めるときはその事由	1 本会は、地方自治法第 260 条の 20 各号の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
9 認可年月日	平成 29 年 3 月 1 日

ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	城 8 7 号	江東区亀戸九丁目 2 3 5 番 8 先	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

◎江東区告示第 6 1 号

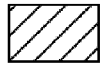
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、平成 29 年 3 月 1 日か

〔別図〕

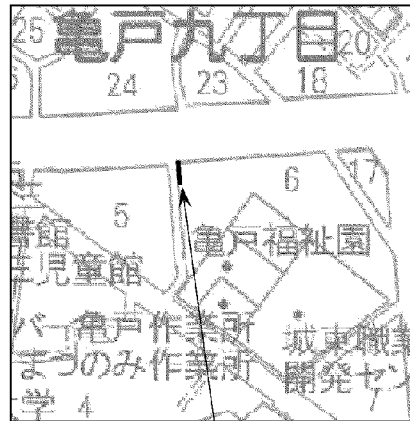
特別区道城87号区域変更略図

江東区亀戸九丁目地内

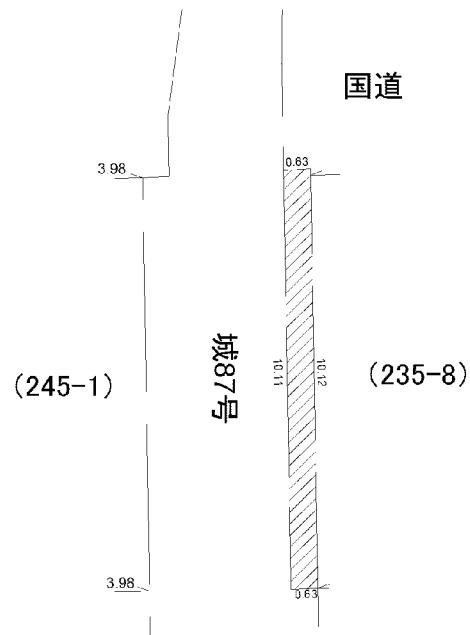


区域編入箇所

延 長 10.12 メートル
面 積 6.42 平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

◎江東区告示第 6 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 1 日から下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、平成 29 年 3 月 1 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城 8 7 号	江東区亀戸九丁目 2 3 5 番 8 先	なし

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 2 号

下記により、平成 29 年第 1 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

平成 29 年 2 月 7 日

江東区教育委員会

委員長 眞貝 裕利子

記

- 1 日時 平成 29 年 2 月 10 日（金）
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 - 日程第 1 議案第 1 号 平成 28 年度江東区一般会計補正予算（第 4 号）
 - 日程第 2 議案第 2 号 平成 29 年度江東区一般会計予算
 - 日程第 3 議案第 3 号 江東区立学校設置条例の一部を改正する条例
 - 日程第 4 議案第 4 号 議決を得た契約の契約変更について
 - 日程第 5 議案第 5 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程第 6 議案第 6 号 江東区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 4 教育長の報告
 - (1) 江東区立（仮称）第二有明小・中学校の開校に向けた考え方（最終案）について ほか
- 5 協議事項
 - (1) 通学区域の変更について

◎江東区教育委員会告示第 3 号

下記により、平成 29 年第 2 回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成 29 年 2 月 20 日

江東区教育委員会

委員長 眞貝 裕利子

記

- 1 日時 平成 29 年 2 月 23 日（木）
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所

3 教育長の報告

- (1) 香取小学校改築計画（案）について ほか

◎江東区教育委員会告示第 4 号

下記により、平成 29 年第 2 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

平成 29 年 3 月 3 日

江東区教育委員会

委員長 眞貝 裕利子

記

- 1 日時 平成 29 年 3 月 8 日（水）

午後 3 時

- 2 場所 江東区役所

- 3 教育長の報告

- (1) 平成 29 年度江東区英語科運営業務委託事業者の選定結果について ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 号

江東区選挙管理委員会委員長に次の者が就任した。

平成 29 年 2 月 20 日

江東区選挙管理委員

東京都江東区豊洲二丁目 5 番 1 - 4303 号

浅 見 純一郎

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条の規定により、平成 29 年 3 月 2 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成 29 年 2 月 28 日

江東区選挙管理委員

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 の規定により、平成 28 年 12 月 3 日から平成 29 年 3 月 2 日までの間に在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成 29 年 2 月 28 日

江東区選挙管理委員

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

◎江東区選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第 3 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 8 名を抹消した。

平成 29 年 3 月 2 日

江東区選挙管理委員

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方

自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 29 年 3 月 2 日

江東区選挙管理委員

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 197
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
134, 970
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
68, 303

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 8 項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。

ついては、同法第 252 条の 32 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 8 日

江東区監査委員	伊 藤 貫 造
同	秋 田 茂 夫
同	星 野 博
同	福 馬 恵美子

記

- 1 包括外部監査人補助者を解任された者
 新井康友 東京都江東区東陽二丁目 4 番 1 4
 - 215 号
 子安美奈子 東京都江東区南砂二丁目 4 番 2
 4 - 401 号
 幡田宏樹 東京都江東区東雲一丁目 9 番 50
 - 2909 号
 大和寿子 東京都江東区豊洲三丁目 5 番 3 -
 1001 号
 岡野貴幸 東京都渋谷区恵比寿三丁目 22 番
 13 - 210 号
 高野新也 東京都江東区東雲一丁目 6 番 15
 - 503 号
- 2 解任された日
 平成 29 年 1 月 31 日

◎江東区監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 3 項の規定に基づき、別添「平成 28 年度江東区包括外部監査報告書」のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 8 日

江東区監査委員	伊 藤 貫 造
同	秋 田 茂 夫
同	星 野 博
同	福 馬 恵美子

[別紙省略]